

投薬についての当院からのお知らせ

当院では、患者様の状態に応じ、

- ・28 日以上の長期処方を行うこと

- ・リフィル処方箋を発行すること

のいずれも対応可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて、医師が判断いたします※

【参考】保険医療機関及び保険医療用担当規則(厚生労働省)第 20 条代 2 号投薬

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。